

計 算 書 類

(第 4 3 期)

平成 22 年 4 月 1 日 から

平成 23 年 3 月 31 日まで

株式会社 シティズ

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,302,215	流動負債	169,384
現金及び預金	239,438	未払金	78,717
営業貸付金	16,661,461	未払法人税等	4,330
前払費用	3,946	未払費用	4,701
未収収益	101,568	預り金	10,501
その他	377,259	賞与引当金	50,958
貸倒引当金	△ 9,081,460	事業構造改善引当金	19,995
固定資産	1,033,069	その他	178
有形固定資産	1,807	固定負債	12,572,940
建物	12	長期借入金	9,037,000
器具備品	1,795	長期未払金	16,988
無形固定資産	1,607	利息返還損失引当金	3,518,952
ソフトウェア	102	負債合計	12,742,325
電話加入権	1,504	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,029,654	株主資本	△ 3,407,040
投資有価証券	72,403	資本金	700,000
固定化債権	2,851,782	利益剰余金	△ 4,107,040
長期貸付金	129	利益準備金	169,000
差入保証金	14,880	その他利益剰余金	△ 4,276,040
長期前払費用	2,701	別途積立金	14,030,000
その他	70	繰越利益剰余金	△ 18,306,040
貸倒引当金	△ 1,912,314	純資産合計	△ 3,407,040
資産合計	9,335,284	負債・純資産合計	9,335,284

損益計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
営業貸付金利息	2,558,961	
その他の金融収益	90	
その他の営業収益	39,010	2,598,061
営業費用		
金融費用	264,347	
その他の営業費用	4,752,201	5,016,548
営業損失		2,418,486
営業外収益		
受取配当金	4,200	
その他	30,756	34,956
営業外費用		
営業外費用	72	72
経常損失		2,383,603
特別損失		
減損損失	2,619	
事業構造改善引当金繰入額	19,995	
敷金解約損	599	23,214
税引前当期純損失		2,406,817
法人税、住民税及び事業税	3,578	3,578
当期純損失		2,410,396

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本合計	純資産合計
	資本金	利 益 剰 余 金					
		利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金合計		
			別途積立金	繰越利益剰余金			
前事業年度末残高	700,000	169,000	14,030,000	△ 15,895,644	△ 1,696,644	△ 996,644	△ 996,644
当事業年度変動額							
当期純損失 (△)	-	-	-	△ 2,410,396	△ 2,410,396	△ 2,410,396	△ 2,410,396
当事業年度変動額合計	-	-	-	△ 2,410,396	△ 2,410,396	△ 2,410,396	△ 2,410,396
当事業年度末残高	700,000	169,000	14,030,000	△ 18,306,040	△ 4,107,040	△ 3,407,040	△ 3,407,040

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券の時価のないもの 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却方法
 - (1) 有形固定資産 定率法
 - (2) 無形固定資産
ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
 - (3) 投資その他の資産
長期前払費用 均等償却
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金 営業貸付金等の貸倒れに備えるため、一般債権については、貸倒実績率等を勘案し必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額をそれぞれに計上しております。
 - (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
 - (3) 事業構造改善引当金 事業の再構築に伴い発生する損失に備えるため、本社移転等に伴う費用の損失発生見込み額を計上しております。
 - (4) 利息返還損失引当金 将来の利息返還金の発生に備えるため、過去の返還実績を踏まえ、かつ、最近の返還状況を考慮する等により、返還額を合理的に見積り計上しております。
4. 営業貸付金利息の計上基準
営業貸付金利息は発生基準により計上しております。なお、「営業貸付金」にかかる「未収利息」については、利息制限法利率または当社約定利率のいずれか低い率により計上しております。
5. 借入金に対する利息の会計処理
借入金に対する利息については、「営業費用」の「金融費用」としております。
6. 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式とし、未払消費税等 81 千円を「流動負債」の「未払金」に含めて表示しております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、「投資その他の資産」の「その他」に計上し、5年で均等償却しております。

【貸借対照表に関する注記】

- | | | | |
|---|--------|-----------|----|
| 1. 担保に供している資産 | 営業貸付金 | 2,567,368 | 千円 |
| 当該資産につきましては、当社の親会社であるアイフル株式会社及び株式会社広島銀行との3者において締結した「債権譲渡担保契約」に基づき、アイフル株式会社の株式会社広島銀行からの資金調達の担保として差入れております。 | | | |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | | 20,092 | 千円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権債務 | 短期金銭債権 | 2,461 | 千円 |
| | 長期金銭債権 | 2,298 | 千円 |
| | 短期金銭債務 | 11,201 | 千円 |
| | 長期金銭債務 | 9,037,000 | 千円 |
| 4. 取締役、監査役に対する金銭債権債務 | 長期金銭債務 | 16,988 | 千円 |
| 5. 「流動資産」の「貸倒引当金」には、営業貸付金に優先的に充当すると見込まれる利息返還損失額 1,785,486 千円が含まれております。 | | | |
| 6. 千円未満の端数は、切り捨てて表示しております。 | | | |

【損益計算書に関する注記】

- | | | | |
|---------------------------|------------|---------|----|
| 1. 関係会社との取引高 | 営業取引 | 156,315 | 千円 |
| | 営業取引以外の取引高 | 288,789 | 千円 |
| 2. 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。 | | | |

【株主資本等変動計算書に関する注記】

発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度末株式数
普通株式	3,050,000株	3,050,000株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の主な発生の原因は、繰越欠損金、貸倒引当金繰入超過額の否認額、利息返還損失引当金繰入超過額の否認額であります。

なお、繰延税金資産に対する評価性引当額 9,870,891 千円を計上しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については親会社からの借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である営業貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、貸付金規定に沿って与信を行い、顧客ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に対応を行う体制としております。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されておりますが、全て親会社からの借入であります。

①市場リスクに係る定量的情報

当社は定量的分析を行っておりません。

(金利リスク)

当社において、主要なリスク変数である金利の変動により時価が変動する主たる金融商品は、営業貸付金です。その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成23年3月31日現在の金利が10ベース・ポイント(0.1%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は8,317千円増加するものと考えられます。反対に、金利が10ベース・ポイント(0.1%)高ければ、△8,291千円減少するものと考えられます。なお、借入金においては時価を把握することが困難であることにより当該増減に含まれておりません。

2. 金融商品の時価に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	239,438	239,438	-
(2)営業貸付金	16,661,461		
貸倒引当金及び 利息返還損失引当金(*1)	△9,081,460		
	7,580,001	8,408,986	828,985
(3)破産更生債権等	2,851,782		
貸倒引当金(*2)	△1,912,314		
	939,467	939,467	-
資 産 計	8,758,908	9,587,893	828,985

(※1)営業貸付金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2)破産更生債権等に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資 産)

(1) 現金及び預金

預金は、全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 営業貸付金

営業貸付金の時価の算定は、回収可能性を反映した元利息の受取見込額から回収費用見込額を控除した額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値より算定しております。

(3) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保による回収見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社長期借入金	9,037,000

(※)アイフル株式会社からの借入金8,657,000千円(平成24年3月31日を期限とする総額10,000,000千円のコミットメント契約に基づくものであり、契約期限については、期日到来時に更新する予定)及び株式会社シティグリーンからの借入金380,000千円(平成25年3月31日を期限とする総額380,000千円のコミットメント契約に基づくものであり、契約期限については、期日到来時に更新する予定)であり、同契約は極度方式であるため、将来キャッシュフローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価の開示を行っておりません。

3. 関係会社長期借入金の決算日後の返済予定
 関係会社長期借入金は、「2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品」の※に記載の通り、返済予定が決定していないことから記載しておりません。

【関連当事者との取引に関する注記】

親会社 (単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)の割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	アイフル株式会社	(被所有) 直接 42.19 間接 57.81	資金の援助 役員の兼任	資金の借入(注 ¹)	-	長期借入金	8,657,000
				利息の支払(注 ¹)	256,116	-	-
				債務保証及び営業貸付金の担保提供(注 ²)	15,000,000	-	-
				担保提供料の受取(注 ³)	4,145	-	-
親会社	株式会社ティグリーン	(被所有) 直接 57.81	資金の援助 役員の兼任	資金の借入(注 ¹) 利息の支払(注 ¹)	- 8,230	長期借入金 -	380,000 -

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注¹) アイフル株式会社及び株式会社シティグリーンよりの資金の借入については、市場金利等を勘案した利率(6ヶ月毎見直し)による極度額契約を締結しております。

(注²) アイフル株式会社の銀行借入に対して、債務保証及び営業貸付金を担保として提供しており、取引金額は期末時点の保証残高であります。なお、保証料は受け取っておらず、担保提供料は、一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注³) アイフル株式会社からの担保提供料の受取については、双方合意のうえ、リスク等を勘案した保証率による担保提供料契約を締結しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額 △ 1,117 円 06 銭
 1株当たり当期純損失 △ 790 円 29 銭

【重要な後発事象に関する注記】

・アイフルグループ事業再編について

当社は、平成23年4月28日付けの取締役会において、平成23年7月1日を効力発生日として、アイフル株式会社を存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行うことを決議し、同日付けで吸収合併に関する契約書を締結しております。

結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

①結合当事企業の名称及びその事業内容

・結合企業

名称 アイフル株式会社

事業の内容 消費者金融事業

・被結合企業

名称 株式会社シティズ(当社)

事業の内容 事業者金融事業

②企業結合の法的形式

アイフル株式会社を存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併であります。

③結合後企業の名称

名称 アイフル株式会社

④取引の目的を含む取引の概要

アイフル株式会社及び当社を含む当社グループは平成18年1月の最高裁判決を契機とした利息返還請求の増大、サブプライムローン問題に端を発した金融不況、昨年6月に完全施行された貸金業法による総量規制等、厳しい経営環境に対応すべく、消費者金融子会社の譲渡や事業再生ADR手続を通じた金融支援を受けながら、組織統合や拠点統廃合に伴う人員削減等を内容とする抜本的なコスト構造改革による事業再構築に取り組んでおります。

これら抜本的なコスト構造改革を実行するとともに、事業再生ADR手続において承認いただいた事業再生計画における事業再構築の方針に基づき、当社グループの組織及び事業を、選択と集中の観点から出来る限り集約化し、中核事業に経営資源を集中するためのグループ再編として、本合併を実行いたします。